

公定規格の見直しについて

消費・安全局

令和2年7月30日

農林水産省

公定規格の課題と見直しの方向①

【課題】

A 規格が詳細過ぎる

- ・過去の事業者からの申出等に応じ、有効と認められる新たな肥料の規格を随時設定してきたことにより、規格が多い。
- ・肥料の種類ごとに規格が細分化されており、分かりにくい。また、利用可能な原料の条件が分かりにくい。

B 保証できる主成分の範囲が制限されている

- ・多様な肥効成分を含みうる副産物を原料とした肥料などにおいて、実際含んでいるにも関わらず保証できない有効成分がある。

C 使用可能な原料の自由度が低い

- ・新たな副産物原料を使用した肥料について、既存の公定規格が存在しない場合、仮登録など追加のコストを要し、負担となっている。
- ・主成分の最低含有量が高い水準に設定されており、安価で土づくりにも資する副産物原料の利用が制限されている。

【見直しの方向】

① 規格の大きくり化

- ・現行規格を見直し、肥料流通の実態に即して大きくり化し、分かりやすい公定規格とする。

② 有効期間の見直し

- ・有効期間も見直し、規格を簡素化する。

③ 保証可能な主成分の範囲の拡大

- ・複数の肥料を混合した肥料、副産物を利用した肥料、有機質肥料など、多様な肥料成分を含んでいる肥料については、肥料の種類によらず含有している肥料成分を保証可能とする。
- ・新たにカルシウム分や硫黄分を保証できるようにする。

④ 主成分の最小量の引き下げ

- ・主成分の含有量自体は高くないが、安価で土づくりにも資する有用な原料の利用を進めるべく、主成分の最小量の引き下げを行う。
- ・ただし、原料規格を設定することにより、肥料としての品質や安全性は確保

⑤ 原料規格の設定

- ・原料として利用可能なリストを整備し、原料の安全性を確保するとともに、利用可能な原料の範囲を明確化。

公定規格の課題と見直しの方向②

【課題】

D 国際取引される肥料の規格に原料事情に合っていないものがある

- ・国際取引される熔成りん肥、なたね油かす等の規格が実態に比べハイスペックであるため、輸入しにくい。
- ・海外で採掘される苦土鉱物の品位が変わってきており、苦土を含有する肥料の規格を見直す必要がある。
- ・鉱さいマンガン肥料に含まれるけい酸について、肥効を適切に評価する観点から、見直す必要がある。
- ・りん安は単一化合物として国際取引されるにもかかわらず、混合肥料に位置付けられている。

E 食品工業汚泥も下水汚泥と同じ汚泥肥料として扱われ、利用しにくい

- ・下水汚泥肥料やし尿汚泥肥料は主成分の規格がないため、これらを原料とした場合、原料変更が容易であり、肥料の主成分の含有量が安定しない。
- ・食品製造事業場等から発生する汚泥は品質が安定しており、これらを原料とした肥料は、主成分を保証して取引できるものがある。
- ・焼成した汚泥を熔融したものについては、重金属混入リスクはほとんどないことがわかってきている。

【見直しの方向】

⑥ 単一化合物肥料規格の見直し

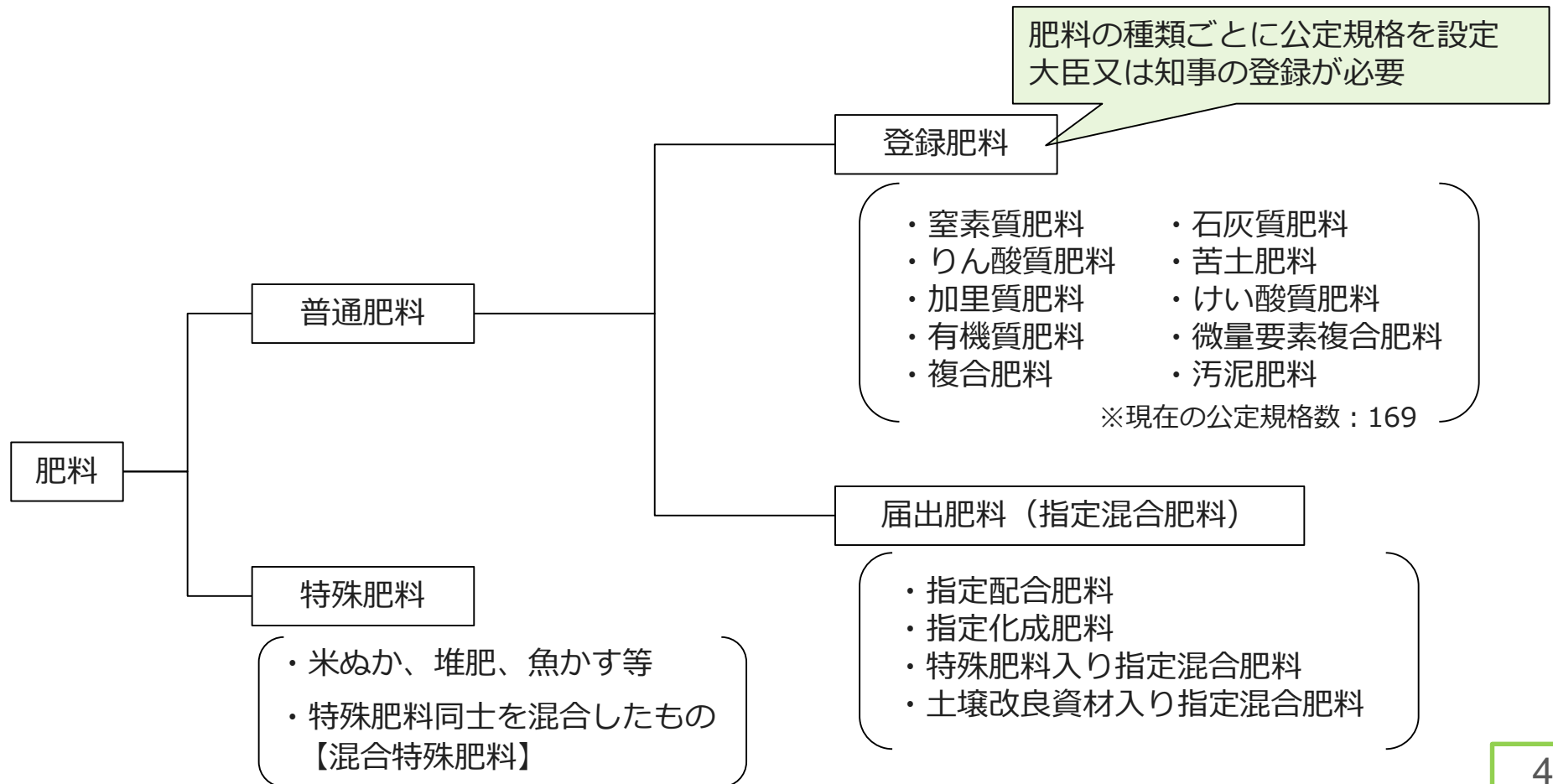
- ・熔成りん肥、なたね油かすの規格を取引実態に合わせ、主成分の最小量を引き下げる。
- ・硫酸加里苦土、水酸化苦土肥料、硫酸苦土肥料について、実態に合わせ、主成分最小量の引き下げや制限事項の見直し等を行う。
- ・鉱さいマンガン肥料に含まれるけい酸について、適切に肥効を評価できるよう、新たな制限事項を追加する。
- ・りん安、硝酸加里、りん酸加里については混合肥料から分離し、単一化合物として設定する。

⑦ 科学的知見に基づき汚泥肥料規格を見直し

- ・汚泥肥料については、原料仕入先の記帳を義務付ける等原料管理制度の対象とするため、原料規格を設定する。
- ・食品製造事業場等の汚泥を原料とした肥料については副産肥料等に位置付け、新たな規格「菌体肥料（仮名）」とし、主成分を保証できるように見直す。
- ・熔成汚泥灰けい酸りん肥は熔成けい酸りん肥に、熔成汚泥灰複合肥料は熔成複合肥料に統合する。

(参考) 肥料の分類

- 肥料は、①米ぬか、堆肥等の農家の経験によって識別できる単純な肥料や製品価値をその主成分のみに依らない肥料である特殊肥料と、②それ以外の普通肥料に大別。
- さらに、普通肥料は、農林水産大臣又は都道府県知事への登録が必要な登録肥料と、普通肥料や特殊肥料、土壌改良資材などを原料として作られる指定混合肥料に分類。



(参考) 公定規格について

- 公定規格は、肥料の品質が一定の水準から低下しないことや登録に当たって不公平が生じないこと等を目的に定めており、規格に適合するものだけが肥料登録される。
- 具体的には、肥料の種類ごとに以下の項目などを定めたもの。
 - ①含有すべき主成分の最小量
 - ②含有を許される有害成分の最大量
 - ③その他制限事項

(公定規格の例)

窒素質肥料

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%	含有を許される有害成分の最大量%	その他の制限事項
混合窒素肥料	【必須】 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれか1つ 15.0 【任意】 アンモニア性窒素 1.0 硝酸性窒素 1.0 水溶性苦土 1.0 水溶性マンガン 0.10 水溶性ほう素 0.05	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01	牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。

(参考) 肥料の種類 (現行)

枠外上段：肥料の種別
枠内下段：肥料の種類

肥料の性質ごとの分類

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 単一化合物群 | 副産系の肥料 | 混合した肥料 | 被覆した肥料 | 加工した肥料 | 汚泥肥料等 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|

1. N質肥料 (25)

単一化合物群 (18)
被覆N肥料 (2)
混合N肥料 (2)
副産N肥料 (3) (液状副産N肥料、 液状N肥料を含む)

2. P質肥料 (18)

単一化合物群 (10)
加工P肥料 (2)
被覆P肥料 (2)
混合P肥料 (2)
副産P肥料 (2) (液体P肥料を含む)

3. K質肥料 (15)

単一化合物群 (10)
被覆K肥料 (2)
混合K肥料 (2)
副産K肥料

4. 有機質肥料 (44)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料 (2)
副産 副産植物質肥料 副産動物質肥料

5. 複合肥料 (18)

単一	熔成複合肥料
	吸着複合肥料
	熔成汚泥灰複合肥料
	りん酸マグネシウムアンモニウム
混合	混合動物排せつ物複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料 (2)
	化成肥料 (2)
	被覆複合肥料 (2)
加工	成形複合肥料 (2)
副産	副産複合肥料 (2) (液状複合肥料を含む)
	家庭園芸用複合肥料

6. 石灰質肥料 (7)

単一化合物群 (4)
混合石灰肥料 (2)
副産石灰肥料

7. けい酸質肥料 (5)

単一化合物群 (5)

11. 微量元素複合肥料 (4)

単一	熔成微量元素複合肥料
	混合微量元素複合肥 (2)
副産	液体微量元素肥料

10. B質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工B肥料

8. Mg肥料 (13)

単一化合物群 (6)
加工Mg肥料
被覆Mg肥料 (2)
混合Mg肥料 (2)
副産Mg肥料 (2)

9. Mn質肥料 (8)

単一化合物群 (3)
加工Mn肥料
混合Mn肥料 (2)
副産Mn肥料 (2) (液体副産Mn肥料を含む)

12. 汚泥肥料等 (8)

下水汚泥肥料	混合汚泥肥料
し尿汚泥肥料	焼成汚泥肥料
工業汚泥肥料	汚泥発酵肥料
水産副産物発酵肥料	S及びその化合物

合計 169 規格

①規格の大きくくり化 | 大きくくり化する肥料の種類

(背景と課題)

- 過去の事業者からの申出等に応じ、有効と認められる新たな肥料の規格を随時設定してきたことにより、規格の数が多い。合わせて、利用可能な原料の種類や含有すべき主成分について、肥料の種類ごとに細かく規定されており、分かりにくい状況となっている。

(見直しの方向)

- 現在規格化されている肥料については、①単一化合物系の肥料、②副産物を原料とした肥料、③混合系の肥料、④汚泥肥料等に大別することができる。
- このうち、副産系の肥料については、複数の成分を含むことが一般的であり、成分ごとに規格を設定することは肥料生産の実態に即していないことから、大きくくり化する。また、汚泥系の肥料同士も大きくくり化し、公定規格の簡素化を図る。

普通肥料をその性質ごとに分類すると、大別して4つ

分類	特徴
①単一化合物系	ある特定の化合物がほとんどを占めており、純度が高い肥料。使用される原料はある程度固定化されている。単一化合物の純度が高いため、含有する肥料成分の種類は多くない。
②副産系の肥料	様々な産業由来の原料を利用して生産されており、多様な化合物が含まれている肥料。多様な化合物が含まれているため、含有する肥料成分の種類も多様。
③混合系の肥料	上記の肥料に、混合、被覆など一定の加工を施した肥料。 (混合した肥料、被覆した肥料、加工した肥料)
④汚泥肥料等	有害物質を含有するおそれが高い肥料。汚泥系の肥料と水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物に分類できる。

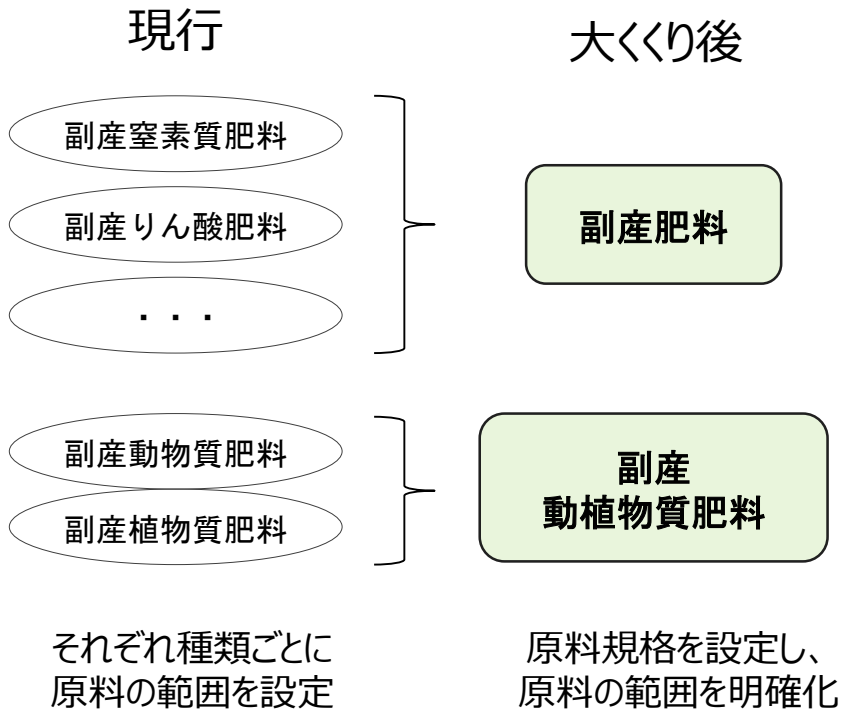
類似の多様な規格が設定されていることに加え、複数の成分を含むことが一般的であることから、**大きくくり化**

汚泥系の肥料について、発生工程により原料を分類し、規格を**大きくくり化(後述)**

①規格の大きくくり化 | 副産系の肥料

- 「原料が産業副産物や廃棄物であること」として定義された副産肥料として、大きくくり化した規格を設定し、保証できる成分の種類を拡げるとともに、主成分の最小量を引き下げ、副産肥料生産の実態に即したものとする。
- なお、「動植物質のみを原料としている」ことに価値をおき、取引されている実態があるため、動植物質のみを原料としたものについては区分して大きくくり化。
- ただし、含有を許される有害成分の最大量は現行のまま維持するとともに、原料規格を設定し、原料として利用可能な範囲を明確化する。

「副産肥料」規格のイメージ



肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%	含有を許される有害成分の最大量%	その他の制限事項
副産肥料 (原料規格を設定)	現在は肥料の種類ごとに設定 ↓	安全性に係る基準は維持	肥料の性質に起因する制限事項は維持
副産動植物質肥料 (原料規格を設定)	・主成分の最小量を可能な限り引下げ ・含有する主成分であれば保証可能に		

②有効期間の見直し

(背景と課題)

- 登録された肥料には、技術の進展、原料供給事情の情勢の変化によって、生産輸入されなくなるものがあるため、登録の有効期間を定めている。有効期間は、原則3年とし、そのうち原料・生産方法が固定化し、肥効・安全性の両面から予測し得ない問題が発生するおそれがないものを6年としている。
- 現在、有効期間3年と6年の規格が混在しており、同じ規格でも原料によって有効期間がわかるものがあり、実質的に規格が増加する要因となっている。また、有効期間が3年の登録肥料を原料として生産した場合は、その登録肥料も有効期間が3年となることから、3年6年の混在は、肥料生産の自由度を狭めることにつながっている。

(見直しの方向)

- 原料や生産方法が安定しない汚泥肥料等の8規格を除き、現在登録実績の副産系の肥料規格は全て、肥料登録の有効期間を6年とする。(ただし、これまで肥料原料として使用実績のない副産原料を使用した場合を除く)

※ 8規格：乾燥菌体肥料、混合汚泥複合肥料、汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、硫黄及びその化合物、菌体肥料（新設）、魚廃物加工肥料、副産動植物質肥料（魚廃物を使用したもの）

有効期間の見直し

○ 副産系の肥料

現在登録実績のある規格は全て6年に一本化。

(参考) 見直し後の「肥料の種類」

1. N質肥料 (20)

単一化合物群 (18)
被覆N肥料
混合N肥料

6. 複合肥料 (12)

単一	熔成複合肥料 (熔成汚泥灰複合肥料)
	りん酸マグネシウム アンモニウム
	硝酸加里
	りん酸加里
	りん酸アンモニア
混合	混合動物排せつ物 複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料
	化成肥料
被覆複合肥料	
加工	成形複合肥料

2. P質肥料 (12)

単一化合物群 (9)
加工P肥料
被覆P肥料
混合P肥料

7. 石灰質肥料 (6)

単一	単一化合物群 (4)
	硫酸カルシウム
	混合石灰肥料

10. Mn質肥料 (5)

単一化合物群 (3)
加工Mn肥料
混合Mn肥料

13. 汚泥肥料等 (3)

汚泥肥料	
水産副産物発酵肥料	S及びその化合物

3. K質肥料 (12)

単一化合物群 (10)
被覆K肥料
混合K肥料

8. けい酸質肥料 (5)

単一化合物群 (5)

11. B質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工B肥料

4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物 (40)	
混合有機質肥料	
副産	副産動植物質肥料 (副産植物質肥料、 副産動物質肥料)

9. Mg肥料 (9)

単一化合物群 (6)
加工Mg肥料
被覆Mg肥料
混合Mg肥料

12. 微量元素複合肥料 (2)

単一	熔成微量元素複合 肥料
	混合微量元素肥料

5. 副産肥料等 (5)

副産	副産肥料 (副産N肥料、 副産P肥料、 副産K肥料、 副産複合肥料、 副産石灰肥料、 副産Mg肥料、 副産Mn肥料)
	液状肥料 (液状副産N肥料、 液状N肥料、 液体P肥料、 液状複合肥料、 液体副産Mn肥料、 液体微量元素複合肥料)
	家庭園芸用複合肥料
	菌体肥料
	吸着複合肥料

合計 137 規格

- ・規格の大きくり化：17規格→3規格
- ・有効期間の見直しによる規格の統合：48規格→24規格
- ・新たな単一化合物の創設：5規格増加

③保証可能な主成分の範囲の拡大

(背景と課題)

- 農地土壌の地力の低下、塩基バランスの乱れが指摘され、混合系の肥料や有機質肥料、副産物肥料の土づくり効果や微量要素供給能に期待が高まっている。
- 複数の肥料を混合した肥料、植物油かす等の有機質肥料、さらに副産系の肥料には、苦土、カルシウム、硫黄、マンガン、ほう素といった主要三成分以外の成分も含まれているものがあるのに対して、現在の肥料公定規格では、保証可能な成分が限定されている。

(見直しの方向)

- 混合系肥料、有機質肥料、副産系肥料については、含有している成分について、広く保証可能となるよう見直すこととする。
- また、カルシウム分や硫黄分を保証したいというニーズが高まっていることから、新たにカルシウム分や硫黄分を保証できるようにする。

(規格の改正例)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%
大豆油かす及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0



肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%
大豆油かす及びその粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 有効苦土 有効石灰 (Ca分) 有効けい酸 有効マンガン 有効ほう素

保証は必須
(従来どおり)

含有していれば
保証できるように

④主成分の最小量の引き下げ

(背景と課題)

- 複数の肥料を混合した肥料等について、保証できる成分の最小量が高い水準に設定されており、配合の組合せなどメーカーの創意工夫を生かした製品開発の障壁となっている。
- また、副産系の肥料においても、保証できる成分の最小量が高い水準に設定されており、安価で土づくりにも資する副産物原料の利用が制限されている。

(見直しの方向)

- 複数の肥料を混合した肥料等について、含有すべき主成分の合計量の値を引き下げる。
- 副産系の肥料について、保証できる成分の最小量を、肥料としての効果が担保できる最低水準（現行の指定混合肥料と同様）、窒素1%、りん酸1%、加里1%、苦土1%、アルカリ分5%、けい酸5%、マンガン0.1%、ほう素0.05%に統一する。
- なお、新たに保証可能とするカルシウム分、硫黄分については、1%を最低水準とする。

(規格の改正例)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%
副産肥料 (原料規格を設定)	肥料の種類ごとに規定
副産動植物質肥料 (原料規格を設定)	



肥料の種類	含有すべき主成分の最小量%
副産肥料 (原料規格を設定)	指定混合肥料と同等の水準とする。 窒素、りん酸、加里 : 1% 有効苦土、有効石灰 (Ca分)、 硫黄分 : 1% アルカリ分、有効けい酸 : 5% 有効マンガン : 0.1% 有効ほう素 : 0.05%
副産動植物質肥料 (原料規格を設定)	

⑤原料規格の設定 | 原料規格が設定される肥料の種類

(背景と課題)

- 肥料の原料によっては、人や植物に有害な物質が高濃度で含まれる可能性があり、行政が登録時に審査しているが、過去の登録実績に基づき個別に判断しているため、申請者以外には使用の可否が把握できない状況。
- また、原料の多様化や原料流通の複雑化、肥料事業者による登録後の不十分な原料管理により、不適切な原料変更や有害物質基準の超過などが発生する事案が発生。

(見直しの方向)

- 肥料に利用できる原料の範囲を規格として明確化し、適切な原料利用を徹底する。

原料規格が設定される公定規格

①原料の範囲を限定しなければ肥料の品質の確保が困難なもの
(多様な産業副産物を原料にできるもの)

副産肥料 (大くり化)
副産動植物質肥料 (大くり化)
液状肥料 (大くり化)
家庭園芸用複合肥料
化成肥料 (肥料原料に化学的操作を行うものに限る)
吸着複合肥料
魚廃物加工肥料
乾燥菌体肥料
菌体肥料 (新設)

②銘柄ごとの主成分が著しく異なり、植物にとっての有害成分を含有する恐れが高いもの
(多様な汚泥等を原料とするもの)

汚泥肥料 (大くり化)
水産副産物発酵肥料
硫黄及びその化合物

⑤原料規格の設定 | 副産肥料の製品規格との関係

- ・副産肥料では全ての主成分を保証可能とし、最低保証成分量は可能な限り引き下げることで、副産物利用の自由度を向上
- ・従来の各副産系肥料の有害成分基準を大括り化し、安全性に係る基準を維持
- ・肥料の品質に関する制限事項については、従来の副産系肥料の水準を維持

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量	含有が許される有害成分の最大量	その他の制限事項
副産肥料 (原料規格に掲げる原料を使用したものを用いる)	窒素全量 1.0 アンモニア性窒素 1.0 硝酸性窒素 1.0 りん酸全量 1.0 可溶性りん酸 1.0 ぐ溶性りん酸 1.0 水溶性りん酸 1.0 加里全量 1.0 ・ ・ ・ ぐ溶性ほう素 0.05 水溶性ほう素 0.05	窒素を保証する場合にあつては <u>窒素1%当たり</u> ビウレット性窒素0.02% スルファミン酸0.01% 硫青酸化物0.01% ひ素0.004% 亜硝酸0.04% りん酸を保証する場合にあつては <u>りん酸1%当たり</u> ひ素0.004% カドミウム0.00015% 加里を保証する場合にあつては <u>加里1%当たり</u> ひ素0.004% 窒素、りん酸、加里のいずれか2以上を保証する場合にあつては、 <u>窒素、りん酸、又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量1%当たり</u> ビウレット性窒素0.01% スルファミン酸0.005% 硫青酸化物0.005% ひ素0.002% 亜硝酸0.02% カドミウム0.000075%	植害試験の調査を受け害が認められないものであること (※原料の条件で、植害試験の調査について定めのある原料を使用した場合に実施) 牛由来の原料を用いる場合にあつては ①摂取防止措置又は原料加工措置が行われたものであること。 ②脊柱等を含まないものとして農林水産大臣の確認を受けた生産工程で製造されること。

主成分の最小量を
統一的に引き下げる

有害成分の最大量や
制限事項は従来
の水準を維持

⑤原料規格の設定 | 原料規格の構成

(課題)

保証成分量の一律引き下げを行うだけでは、異物や有害物質が混入する懸念が生じてしまう。

(見直しの方向)

原料規格を導入することにより、原料の範囲を明確化し、肥効と安全性を確保する。

副産肥料の原料規格 (抄)

「原料の種類」は、
(肥効物質名 + 含有物) の形で記載

「原料の条件」には、登録肥料への使用実績がある原料の発生工程を記載し、それ以外の異物の混入を防ぐ。

原料の種類	原料の条件
りん酸含有物 (りん酸、亜りん酸又はこれらの塩を含有するものをいう)	一 試薬又は工業用薬品として製造された化合物 又はその水溶液
	二 イノシトール製造液に水酸化ナトリウムを添加したもの
	三 精製りん酸の抽出残液に水酸化ナトリウムを添加したもの
	四 製鋼鉱さい
	五 次亜りん酸ナトリウム製造副産物
	六 別表1 における副産物であって、植害試験の調査を受け害が認められないもの(りん酸、亜りん酸又はこれらの塩が含有することについて確認が可能なものに限る)。当該原料を使用した場合、最終製品で可溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち、いずれか1以上を保証しなければならない。

(新規枠) 従来と同様に、副産物が肥料原料として使用されている実績のある業種を指定し、植害試験成績を提出することで、未だ登録実績のない工程から生じた副産原料についても使用を可能にする枠を設けている。

別表1

業の種類	備考
農業	
漁業	
水産養殖業	
食料品製造業	
飲料・たばこ・飼料製造業	
化学工業	
繊維工業	
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業及び毛皮製造業に限る
鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業を除く
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業及び紙製造業に限る
窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業を除く
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
におけるりん酸回収処理業	
石炭・石油その他の燃料の 燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理業	

⑤原料規格の設定 | 副産系の肥料の原料表示

(課題)

副産系の肥料では、これまであまり利用されてこなかった新しい肥料原料も使用されるようになることから、一部の原料のみを表示するだけでは、提供される情報として十分ではなく、利用拡大を見込めない。

(見直しの方向)

副産肥料等の原料表示は、使用した原料に対応した原料規格の「原料の種類」名を全て記載するものとする。

副産肥料の原料表示案

生産業者保証票

肥料の種類 **副産肥料**

肥料の名称

保証成分量(%)

原料の種類

りん酸含有物、**菌体含有物**

材料の種類、名称及び使用量

正味重量

生産した年月

生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

窒素全量を保証する原料でなくても記載

※ 原料事情等により隣接する2つの原料の重量割合の順位が入れ替わる場合は、その旨の記載をすることにより、順位の入れ替えを認める

※ 有機質肥料は、化成肥料の原料になる場合に「原料事情により使用しない場合がある」と記載することにより、原料の記載順の入れ替えを認めている。

副産肥料においても、同様に認めることとする。

⑥ 単一化合物肥料規格の追加と見直し

(背景と課題)

- わが国は、肥料原料のりん鉱石、加里鉱石のほとんどを輸入に依存。また、植物油かすや苦土原料の多くは中国から輸入。
- 国際取引される熔成りん肥、なたね油かす等の規格が実態に比べハイスペックであるため、輸入しにくい。また、国内生産されるなたね油かすも圧搾法の違いにより、規格基準以下になることがあり、肥料利用できないことがある。
- りん安は単一化合物として国際取引されるにもかかわらず、混合系の肥料に位置付けられている。

(見直しの方向)

- 世界的に肥料の需要が伸びており、将来にわたる肥料の安定供給のためには、海外依存度の高い肥料原料において、原料事情に合わせて規格を見直す必要。

見直しの方向

肥料の種類	背景と課題	見直しの方向
熔成りん肥	近年、リン鉱石の品質が低下傾向にあり、海外で生産される溶成りん肥中のりん酸、苦土、けい酸の濃度が低下傾向にある。	海外の流通実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す。 <溶性りん酸 17.0% ⇒16.0% <溶性苦土 12.0% ⇒11.0% 可溶性けい酸 20.0% ⇒19.0%
なたね油かす	搾油されるなたねの品種が変わり、種子中のりん酸成分濃度の低下や圧搾法の違いによる絞りかす中の成分濃度の低下が見られ、現在の規格が流通実態に合わなくなっている。	精油法の実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す りん酸全量 2.0% ⇒ 1.9%
硫酸加里苦土	EUで生産される硫酸加里苦土は加里肥料としても有効であるが、規格に合わないため輸入できない。	海外の流通実態に合わせ、規格を以下のとおり見直す。 水溶性加里 16.0% ⇒12.0% 水溶性苦土 8.0% ⇒5.0%
硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料はアルカリ土壌に、加工苦土肥料は酸性～中性の土壌に適した肥料であるが、現行規格の条件では、違いが不明瞭。	利用者の選択に資するため、硫酸苦土肥料の規格に水溶性苦土と<溶性苦土の比率を追加
鉱さいマンガン肥料	近年、鉱さいマンガン肥料中のけい酸とアルカリ分の比率が肥効に大きく影響することが分かってきており、規格に反映させる必要。	肥効を確保するため、けい酸とアルカリ分の比率を追加
りん酸アンモニウム、硝酸加里、りん酸加里	世界的にりん酸化合物は純度の高い化合物として、流通取引されるが、わが国では化成肥料として流通する。	輸入依存度の高いりん酸化合物や加里化合物は国際規格に合わせるため、新たに単一化合物規格として新設する。

⑥汚泥肥料規格の見直し

(背景と課題)

- 汚泥肥料は、窒素やりんを含み、肥料原料として有用な資源である。特に、りん資源を持たないわが国においては、安全性を確保しながら、下水汚泥等様々な汚泥に集積するりんを上手く再利用していく必要。

(見直しの方向)

- 食品工業汚泥等もともと有害物質が混入しないものや科学的知見に基づき、汚泥を加工した結果、有害物質が混入するリスクが著しく少なくなると判断できるものについては「汚泥」という名称を冠しない種類名となるよう見直す。

見直しの方向

汚泥肥料については、原料仕入先の記帳を義務付ける等原料管理制度の対象とするため、原料規格を設定し、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料を汚泥肥料に一本化する。

一方、科学的知見に基づき、下記の汚泥由来の肥料については、汚泥肥料とは別の新たな規格として設定する。

汚泥の種類	背景と課題	見直しの方向
食品工業（飲料製造業含む）、パルプ工業、飼料製造業、発酵工業、ゼラチン工業から発生する汚泥	食品製造事業場等から発生する汚泥を原料とした肥料については、有害物質が混入するリスクが低く、また、主成分を保証して取引できるものがある。	食品製造事業場等の汚泥を原料とした肥料については副産肥料等に位置付け、新たな規格「菌体肥料（仮名）」とし、主成分を保証できるように見直す。
焼成した汚泥を熔融したもの	近年、焼成した汚泥を熔融したものについては、重金属混入リスクはほとんどないことがわかってきている。	焼成した汚泥を熔融した肥料については、りん酸質肥料である焼成汚泥灰けい酸りん肥は焼成けい酸りん肥に、複合肥料である焼成汚泥灰複合肥料は焼成複合肥料に統合する。